

## よくあるご質問

### 償還免除申請について

2022年4月19日現在  
記載の内容は予告なく改定されることが  
ありますのでご了承ください

Q1. 今回の償還免除の対象はどの貸付ですか？

A1. お貸している資金種類ごとに償還免除申請の時期が異なります。

#### 【令和4年9月30日までに申請可能な資金種類】

| 資金種類                            | 住民税非課税対象年度    |
|---------------------------------|---------------|
| 緊急小口資金<br>(令和4年3月31日までに申込)      | 令和3年度または令和4年度 |
| 総合支援資金(初回分)<br>(令和4年3月31日までに申込) | 令和3年度または令和4年度 |

#### 【令和5年度以降に案内を予定している資金種類】

| 資金種類                           | 住民税非課税対象年度 | 免除案内発送時期 |
|--------------------------------|------------|----------|
| 緊急小口資金<br>(令和4年4月1日以降に申込)      | 令和5年度      | 令和5年4月以降 |
| 総合支援資金(初回分)<br>(令和4年4月1日以降に申込) | 令和5年度      | 令和5年4月以降 |
| 総合支援資金(延長分)                    | 令和5年度      | 令和5年4月以降 |
| 総合支援資金(再貸付)                    | 令和6年度      | 令和6年4月以降 |

#### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00~17:00

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

## よくあるご質問

2022年4月19日現在  
記載の内容は予告なく改定されることが  
ありますのでご了承ください

### 償還免除申請について

Q2.償還免除について（小冊子）のフローチャートを見ても該当ページがわかりません。

A2.償還免除について（小冊子）をお手元に用意し、問い合わせ先にお問い合わせください。

Q3.償還免除の申請はいつまでできますか？

A3.令和4年の申請は、令和4年9月30日まで（消印有効）になります。

Q4.免除申請をしたのですが、いつ頃結果がわかるのですか？

A4.令和4年7月以降に順次償還免除になったかどうか償還免除承認（不承認）決定通知書により郵送でお知らせします。  
（申請から3～4か月後に郵送で通知の予定。）

Q5.生活保護を受けるようになったのですが、償還免除になりますか？

A5.小冊子のフローチャートをご確認いただき、今回の免除要件（令和3年度または令和4年度住民税非課税）に当てはまる場合は免除申請が可能です。  
貸付終了後に生活保護を受給した場合は、償還免除の要件に該当します。

※生活保護受給による免除は償還開始日以降に申請することができます。

Q6.住民票を分けた場合はどうなるのですか？（住所の変更は無いが単身世帯に変わっている等）

A6.償還免除を受けるために、世帯分離をした場合は償還免除には該当しません。

Q7.非課税の場合は全部まとめて（4資金とも）免除になりますか？

A7.償還免除の判定は資金ごとに行いますので、それぞれ申請が必要になります。

※資金種類ごとの申請時期はQ1.を参照してください。

#### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

**埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当**

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

## よくあるご質問

2022年4月19日現在

記載の内容は予告なく改定されることがありますのでご了承ください

### 償還免除申請について

Q8. 借りた本人が亡くなっている場合、償還免除になりますか？

A8. 償還免除の要件に該当しますので、以下の書類をコロナ特例償還・免除事務担当まで送付してください。

- ・償還・免除案内に同封の「氏名等変更届」  
(今ご覧の埼玉県社会福祉協議会のHPでもダウンロードできます。)
- ・借受人死亡届又は死亡したことが確認できる書類(例：死亡診断書の写し・住民票の除票)  
※ただし、亡くなった後に送金された貸付金については償還免除にはなりません。

Q9. 借受人が婚姻等により世帯状況が貸付時と変わり、借受人が非課税、世帯主が課税である場合償還免除となりますか？

A9. 借受人の住民税が非課税であれば償還免除の対象となります。  
なお、この場合、貸付期間以降に世帯状況が変更となったことを確認するため、世帯主の転入日が記載された住民票の提出が必要です。

Q10. 償還免除にならなかつたらどうしたらよいですか？

A10. 償還していただく必要があります。  
償還・免除案内に同封の預金口座振替依頼書で引き落とし口座を届け出てください。

#### 問い合わせ先

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-11-27

**埼玉県社会福祉協議会 コロナ特例償還・免除事務担当**

【電話番号】050-2018-1839 【受付時間】平日 9:00～17:00

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>